令和２年　№3

〇東京学芸大学大学院教育学研究科学生交流規程等の一部を改正する規程

改正理由

単位互換制度実施に関し，現行の取扱いに即した内容に整理するため，所要の改正を行うものである。

承認経過

令和２年１月15日　教育研究評議会　審議・承認

東京学芸大学大学院教育学研究科学生交流規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和２年１月16日

国立大学法人東京学芸大学長

出　口　利　定

令和２年規程第２号

東京学芸大学大学院教育学研究科学生交流規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

(1) 東京学芸大学大学院教育学研究科学生交流規程（平成７年規程第８号）
(2) 東京学芸大学学部学生交流規程（平成７年規程第12号）

東京学芸大学大学院教育学研究科学生交流規程の一部改正について

改正理由：単位互換制度実施に関し，現行の取扱いに即した内容に整理するため，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
（学業成績証明書の提出） 第７条　派遣学生は，他の大学院において授業科目の履修が終了したときは，直ちに（外国の大学院で履修した派遣学生にあっては，帰国の日から１月以内に）学長に，他の大学院の長が交付する学業成績証明書を提出するものとする。ただし，他の大学院から本学に派遣学生の成績が通知された場合は，これをもって学業成績証明書の提出に代えることができる。	（履修報告書等の提出） 第７条　派遣学生は，他の大学院において授業科目の履修が終了したときは，直ちに（外国の大学院で履修した派遣学生にあっては，帰国の日から１月以内に）学長に履修報告書及び他の大学院の長が交付する学業成績証明書等を提出しなければならない。
〔省略〕	〔省略〕
（出願手続） 第１１条　本学大学院教育学研究科の特別聴講学生を志願する者は，所定の願書により，別に定める期間内に，他の大学院の長を通じて学長に願い出なければならない。	（出願手続） 第１１条　本学大学院教育学研究科の特別聴講学生を志願する者は，次の各号に掲げる書類を別に定める期間内に，他の大学院を経て，本学に提出しなければならない。 (1) 大学院教育学研究科特別聴講学生入学願 (2) 学業成績証明書 (3) その他本学が必要とする書類
〔省略〕	〔省略〕
（学業成績証明書） 第１３条　特別聴講学生が所定の授業科目の履修を終了したときは，学業成績証明書を交付することができる。	（学業成績証明書） 第１３条　特別聴講学生が所定の授業科目の履修を終了したときは，学業成績証明書を交付するものとする。
〔省略〕	〔省略〕
附　則 この規程は，令和２年１月 16 日から施行する。	

東京学芸大学学部学生交流規程の一部改正について

改正理由：単位互換制度実施に関し，現行の取扱いに即した内容に整理するため，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （学業成績証明書の提出） 第７条　派遣学生は，他大学等において授業科目の履修が終了したときは，直ちに（外国の大学等で履修した派遣学生にあっては，帰国の日から１月以内に）学長に，他大学等の長が交付する学業成績証明書を提出するものとする。ただし，他大学等から本学に派遣学生の成績が通知された場合は，これをもって学業成績証明書の提出に代えることができる。 〔省略〕 （学業成績証明書） 第１３条　特別聴講学生が所定の授業科目の履修を終了したときは，学業成績証明書を交付することができる。 〔省略〕 附　則 この規程は，令和２年１月 16 日から施行する。	〔省略〕 （履修報告書等の提出） 第７条　派遣学生は，他大学等において授業科目の履修が終了したときは，直ちに（外国の大学等で履修した派遣学生にあっては，帰国の日から１月以内に）学長に履修報告書及び当該他大学等の長が交付する学業成績証明書等を提出しなければならない。 〔省略〕 （学業成績証明書） 第１３条　特別聴講学生が所定の授業科目の履修を終了したときは，学業成績証明書を交付するものとする。 〔省略〕